

大阪市待機児童解消特別チーム会議（第20回）

日時：令和5年12月4日（月） 15時30分～17時
場所：大阪市役所5階 特別会議室

1 開 会

2 チームリーダー（市長）あいさつ

3 議事

(1) 令和6年4月の待機児童解消に向けた取組について

資料2～4

- ① 保育所等利用待機児童数・保育ニーズの推移
- ② 令和6年度保育施設等利用申込状況
- ③ 令和6年4月における待機児童解消に向けた対策

(2) 保育施設等整備について

資料5～8

- ① 令和5年度の保育施設等整備の取組状況
- ② 今後の保育ニーズと整備
- ③ 令和6年度予算に向けた各区の入所枠不足解消の取組

- ④ 集中取組期間における民間保育所等整備
 - (対策1) 民間保育所高額賃借料補助のさらなる拡充
 - (対策2) 分園の運営支援と設置促進
 - (対策3) 整備募集の機会の拡大
 - (対策4) 既存施設を活用した1・2歳児の受け皿確保
 - (対策5) 地域型保育事業所の撤退防止

(3) 保育人材確保の取組について

資料 9 ~ 11

- ① 保育人材確保対策事業の執行状況
- ② 民間保育施設における職員数の状況
- ③ 今後の保育人材確保策
 - (対策1) 保育士定着支援事業
 - (対策2) 保育士働き方改革推進事業（完全週休二日制の実施促進）
 - (対策3) 0歳児途中入所対策事業
 - (対策4) 1歳児保育対策事業

(4) 保育所等における障がい児の受入れについて

資料 12

(5) 新たな国の動きに対する本市の対応について

資料 13

〔添付資料〕

資料 1	大阪市待機児童解消特別チーム 委員名簿	P1
資料 2	(1)① 保育所等利用待機児童数・保育ニーズの推移(各年4月1日現在)	P2
資料 3	② 令和6年度保育施設等利用申込状況	P3～P4
資料 4	③ 令和6年4月における待機児童解消に向けた対策	P5～P6
資料 5	(2)① 令和5年度の保育施設等整備の取組状況	P7～P9
資料 6	② 今後の保育ニーズと整備	P10～P12
資料 7	③ 令和6年度予算に向けた各区の入所枠不足解消の取組	P13～P15
資料 8	④ 集中取組期間における民間保育所等整備	P16～P21
資料 9	(3)① 保育人材確保対策事業の執行状況	P22
資料 10	② 民間保育施設における職員数の状況	P23
資料 11	③ 今後の保育人材確保策	P24～P28
資料 12	(4) 保育所等における障がい児の受入れについて	P29～P31
資料 13	(5) 新たな国の動きに対する本市の対応について	P32

〔参考資料編〕

参考資料 1	令和6年4月入所 保育施設等利用申込み状況(令和5年10月27日現在)
参考資料 2	各区の入所枠不足の解消に向けた整備必要量等について【令和6年度予算】
参考資料 3	【令和6年度】各区の整備必要量

大阪市待機児童解消特別チーム 委員名簿

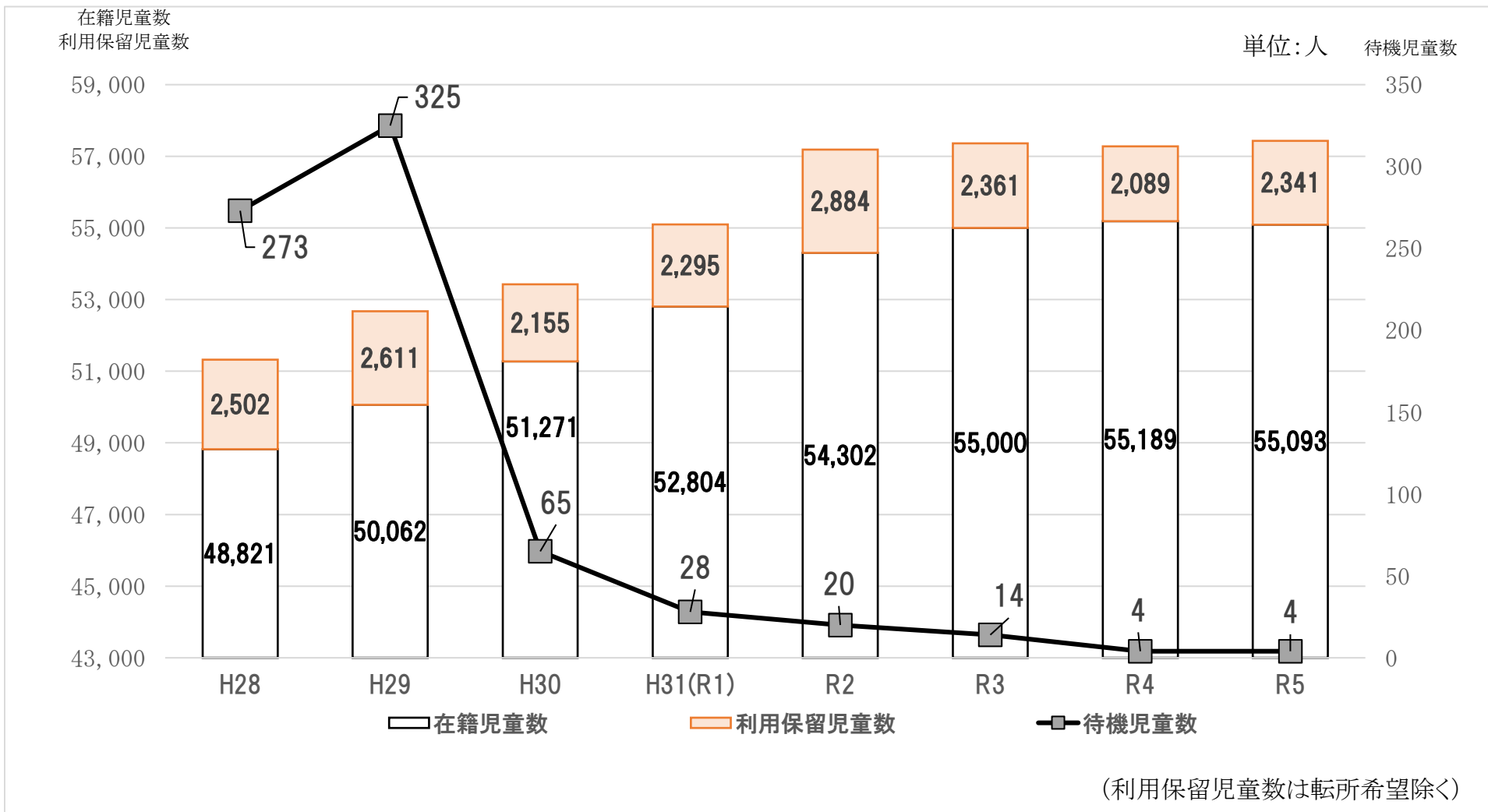
令和5年12月4日

	所属等	氏名
チームリーダー	市長	横山 英幸
サブリーダー	副市長	山本 剛史
委員	福島区長	深津 友剛
	北区長	前田 昌則
	中央区長	稲嶺 一夫
	西区長	三村 浩也
	淀川区長	岡本 多加志
	東淀川区長	西山 忠邦
	こども青少年局長	佐藤 充子
	こども青少年局幼保施策部長	中林 万智子

(1) 令和6年4月の待機児童解消に向けた取組について

資料2

① 保育所等利用待機児童数・保育ニーズの推移 (各年4月1日現在)



② 令和6年度保育施設等利用申込状況

<R5.10.31現在>

資料3

1歳児は20区において不足

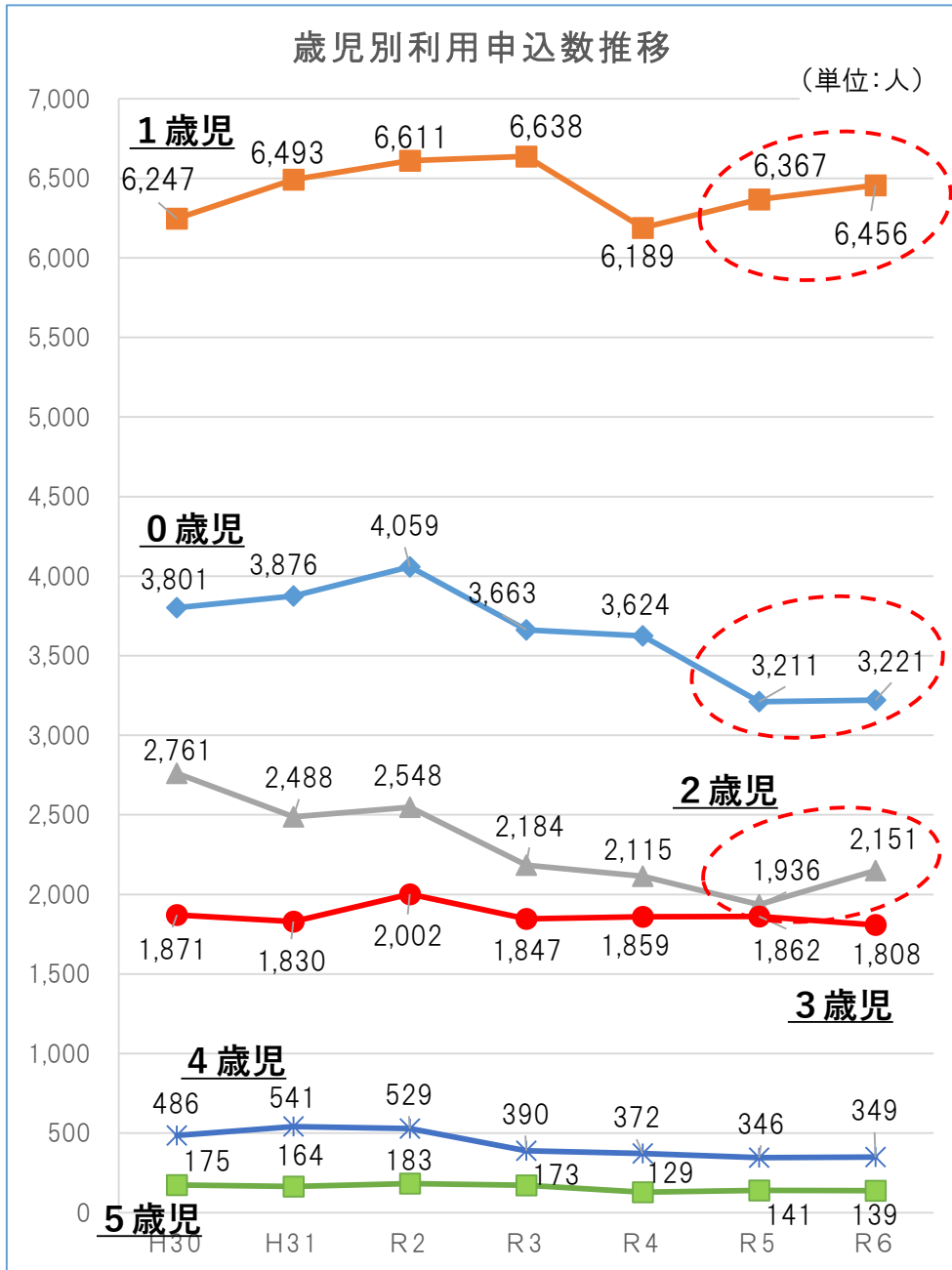
1～3歳児の不足が大きい

		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
令和6年度 入所 ①	募集数	4,453	5,299	1,915	1,761	879	816	15,123
	申込者数	3,221	6,456	2,151	1,808	349	139	14,124
	募集と申込者数の差	1,232	▲ 1,157	▲ 236	▲ 47	530	677	999
	不足する区のみ合計	▲ 7	▲ 1,190	▲ 453	▲ 295	▲ 5	0	▲ 1,950
令和5年度 入所 ②	募集数	4,603	5,162	1,952	1,599	974	895	15,185
	申込者数	3,211	6,367	1,936	1,862	346	141	13,863
	募集と申込者数の差	1,392	▲ 1,205	16	▲ 263	628	754	1,322
	不足する区のみ合計	▲ 5	▲ 1,273	▲ 231	▲ 400	▲ 6	▲ 4	▲ 1,919
差 ①-②	募集数	▲ 150	137	▲ 37	162	▲ 95	▲ 79	▲ 62
	申込者数	10	89	215	▲ 54	3	▲ 2	261
	募集と申込者数の差	▲ 160	48	▲ 252	216	▲ 98	▲ 77	▲ 323
	不足する区のみ合計	▲ 2	83	▲ 222	105	1	4	▲ 31

0～2歳児の申込数増

申込数増

○保育施設等利用申込状況



(出生・社会動態の状況) 【出典】推計人口(計画調整局)

出生数 (単位:人)

	令和3年10月～令和4年9月	令和4年10月～令和5年9月	差
出生数	19,328	19,066	▲262

出生数は、昨年に比べ減少幅が縮小(R4/R3比▲1,035人)したものの、依然減少している。

社会動態(0～2歳児) (単位:人)

	令和3年10月～令和4年9月	令和4年10月～令和5年9月
異動数	▲2,251	▲1,891
(うち転入)	(4,929)	(4,713)
(うち転出)	(7,153)	(6,581)
(うちその他)	(▲27)	(▲23)

転出超過

0～2歳児の社会動態は、昨年に続き転出超過の状態にある。

(女性の雇用状況) 【出典】大阪の就業状況(大阪労働局)

女性(25～44歳)の就業状況(4～6月期)

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
就業率(%)	74.0	73.7	73.0	75.5	78.7
有配偶者就業者数(千人)	417	394	396	400	406

就業率上昇
就業者数増

← コロナ禍 →

25～44歳の女性就業率は上昇し、有配偶者就業者数も増加している。

コロナ禍からの利用控えがおさまり、雇用状況の改善等により、0～2歳児の保育ニーズが増加。

③ 令和6年4月における待機児童解消に向けた対策

資料4

【利用申込状況】

- ・ 0～5歳児全体の申込数は昨年度と比べて261人増加（R5：13,863人→R6：14,124人）しており、1～3歳児、特に1歳児の入所枠不足数は多く、依然として厳しい状況。

令和6年度利用申込状況 (単位：人)

	1歳	2歳	3歳	計
募集数	5,299	1,915	1,761	8,975
申込数	6,456	2,151	1,808	10,415
差	▲ 1,157	▲ 236	▲ 47	▲ 1,440

【参考】令和5年度利用申込状況 (単位：人)

	1歳	2歳	3歳	計
募集数	5,162	1,952	1,599	8,713
申込数	6,367	1,936	1,862	10,165
差	▲ 1,205	16	▲ 263	▲ 1,452

- ・ 1歳児の入所枠不足数が50人を超える区が、100人を超える3区も含めて13区ある。

(単位：人)

	淀川区	東淀川区	東住吉区	旭区	住吉区	阿倍野区	鶴見区	城東区	福島区	西淀川区	北区	中央区	港区
募集数	310	299	217	122	244	228	245	393	218	166	294	183	120
申込数	437	412	318	215	325	308	321	466	286	232	353	234	171
差	▲ 127	▲ 113	▲ 101	▲ 93	▲ 81	▲ 80	▲ 76	▲ 73	▲ 68	▲ 66	▲ 59	▲ 51	▲ 51

- ・ 2歳児の入所枠不足数が20人を超える区が、40人を超える4区も含めて10区ある。

(単位：人)

	東淀川区	淀川区	阿倍野区	鶴見区	城東区	天王寺区	旭区	東住吉区	福島区	西区
募集数	103	78	78	51	109	73	64	81	55	52
申込数	165	130	127	92	146	101	91	108	81	76
差	▲ 62	▲ 52	▲ 49	▲ 41	▲ 37	▲ 28	▲ 27	▲ 27	▲ 26	▲ 24

1～3歳児の枠拡大に向けてソフト面での取り組みを強化し、R6.4.1の待機児童ゼロをめざす

令和6年4月における待機児童解消に向けたソフト面での対策

局
↓
保育事業者へ

■保育人材確保対策事業活用の働きかけ

保育士の離職防止と定着促進を図るため一定期間勤続した保育士に対し一時金を支給する新規事業（令和5年補正予算）も含めた事業内容周知資料を活用し、さらに人材確保を促進

■期間限定保育（※）実施働きかけ

PRチラシの活用等により、ニーズの高い地域の保育所に働きかけ、実施施設を拡大

■面積基準緩和（※）活用の働きかけ

令和元年11月から対象施設を認定こども園にも拡大済。
認定こども園及びニーズの高い地域の保育所に働きかけ、活用施設を拡大

区
↓
保護者・
保育事業者へ

■企業主導型保育事業の空き情報提供

利用調整時に情報提供（企業主導型保育事業所 10月末現在 243か所）

■丁寧な利用調整等の実施

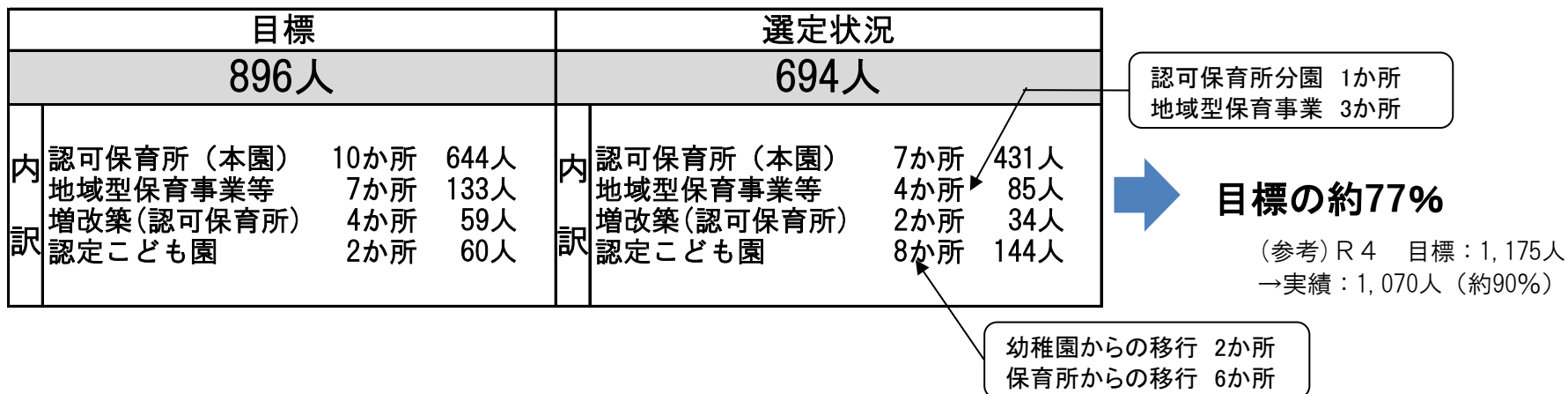
- ・ 利用調整の状況や地域の実情に応じて、不足する歳児別入所枠確保の働きかけを保育事業者へ行う。
- ・ 保護者のニーズを聞き取り、希望施設以外にも、区内の中で利用が可能と思われる施設（幼稚園や企業主導型等）の情報を提供するなどして、保護者の選択肢の幅を増やす。
- ・ また、区内だけにとどまらず、通園可能な隣接区の保育施設等の入所のあっせんを行う。
- ・ さらに、二次調整の結果、利用保留になった方に対して、内定辞退等が生じた場合の速やかな利用調整を実施する。

※期間限定保育	保育室の空き等を利用して待機児童の多い1歳児を対象に最大2年間の保育の実施
※面積基準緩和	待機児童解消のための特例要件を満たす本市では、保育所等の保育室等の床面積を国基準より緩和できる。 (例：1歳児 3.3㎡以上 ⇒ 1.65㎡以上)

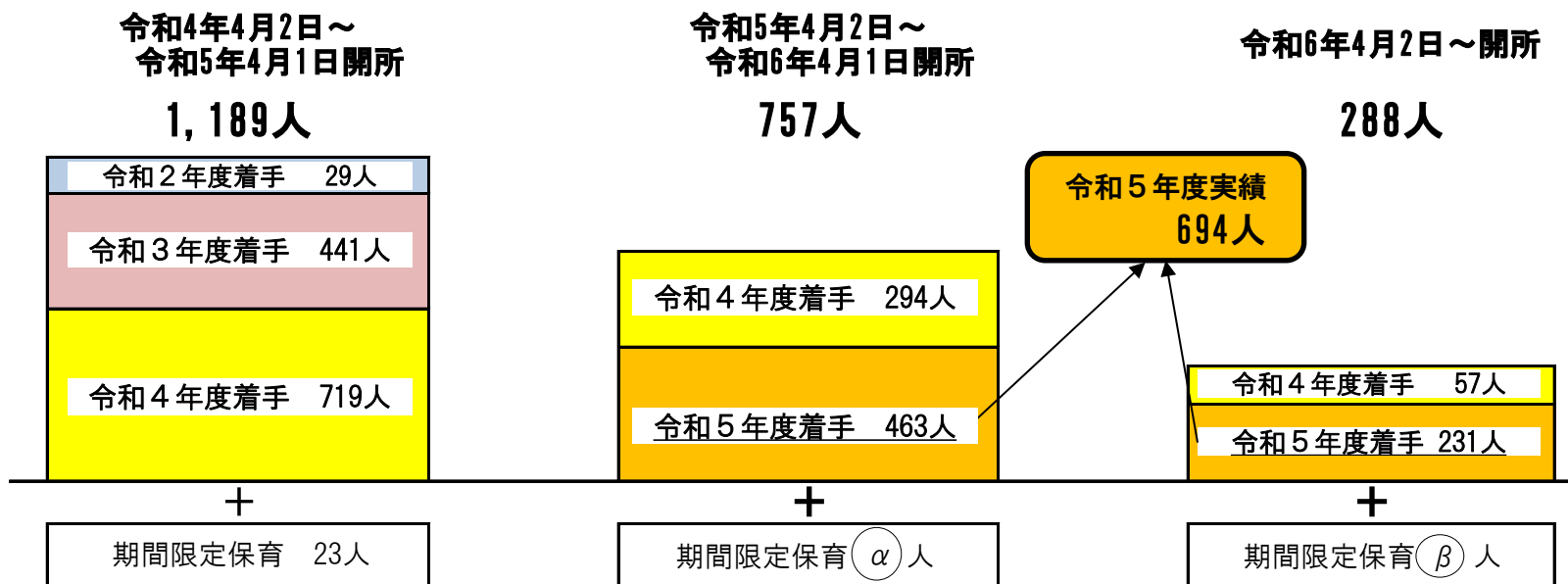
(2) 保育施設等整備について

① 令和5年度の保育施設等整備の取組状況

○令和5年度の保育事業者選定状況＜予算・選定ベース＞（令和5年10月25日現在）



○保育所等開所状況 ＜開所時期別＞（令和5年10月25日現在）



令和5年4月2日～令和6年4月1日の開所では757人+ α 人分の入所枠を確保

○ 特別対策等の取組（進捗状況等）

令和5年10月25日現在

1 令和5年度一般公募（都心部（北区・中央区））における応募促進策

【令和5年度予算で取り組んだ対策（令和2年度からの継続）】

- 都心部に限り、認可保育所における補助対象定員の下限の引き下げ（50人以上→30人以上）
- 都心部に限り、随時公募を実施
- 賃貸物件を活用した保育所等整備について、以下の補助金を拡充
 - ・ 改修費等の高額化に対応した整備補助金の拡充（全区）
 - ・ 高額な建物賃借料に対応した補助金の拡充（補助期間の延長、補助金額の上限引上げ）
（北区・中央区） **令和6年度までの期間限定**

(単位:か所)

区名	年度	公募数	延べ応募数	選定数
北	令和2年度	5	7	3
	令和3年度	5	10	3
	令和4年度	2	3	2
	令和5年度	2	0	0

区名	年度	公募数	延べ応募数	選定数
中 央	令和2年度	3	2	1
	令和3年度	3	7	2
	令和4年度	3	6	1
	令和5年度	3	5	2

これまで公募数以上の応募数を確保してきた北区で、令和5年度は応募がなかった。

2 土地オーナーに対する助成（固定資産税等相当額の助成）

- ・ 土地所有者が保育所用途で直接土地を賃貸する場合、その土地にかかる固定資産税等相当額の10年分を土地所有者に一括補助

令和5年10月25日現在

年度	補助対象物件での応募率 B/A	応募数 A	うち、補助対象物件 B=C+D	令和5年10月25日現在	
				土地賃貸 C	建て貸し方式※ D
令和2年度	85.7%	28	24	18	6
令和3年度	75.0%	40	30	23	7
令和4年度	32.4%	37	12	9	3
令和5年度	46.2%	13	6	6	0

※土地所有者が自ら建物を建て保育事業者へ賃貸

建て貸しでの応募が0件に

3 大規模マンションへの保育施設設置の事前協議義務化及びマンション住民の優先入所

- ・大規模マンションを建設しようとする者が、建設計画が固まる前に建設概要の事前届出を行い、保育所整備の協議を義務化
(平成30年4月1日から条例施行)
- ・条例に基づき大規模マンション内に設置される保育施設等について、マンション住民の優先入所制度を構築(要綱を制定)
保育施設等の開設後5年間限定
- ・市長の名代として区長がマンション事業者に保育施設整備を要請(定員50人以上の保育施設の整備を要請する場合)

■協議等の状況(令和5年10月25日現在)

(表中の件数は平成30年度の制度創設当初からの全件数)

協議届出件数	本市の保育施設設置要請状況		マンション事業者の対応		うち区長要請
			要請に協力	6	
109	あり	83	要請への対応は不可	76	6
			回答待ち	1	0
	なし	23	—		—
	手続き中	3			

子育て世帯戸数	協議数
0戸	3
1~200戸	84
201~400戸	16
401~600戸	3
601戸~	3

事業者が協力要請に応じる一方、設置要請の多くが「対応は不可」との回答

マンション事業者の声

- ・土地取得前に収益を見込んだ具体的な計画(住戸数や設備等)を策定している。
- ・事前協議段階で保育施設設置要請があった場合、計画変更が難しいことも多い。

対策

土地の取得前(計画策定)段階で保育施設等の設置が検討されるよう、マンション事業者へ改めて制度周知・協力依頼を行う。

② 今後の保育ニーズと整備

○ 保育ニーズを取り巻く情勢

- ・コロナ禍後の景気回復や万博開催等による**雇用状況のさらなる改善**に伴う就業者数増。

	大阪府内就業者数増減	(うち25～44歳女性)
R4→R5 (1年間)	5万人↑	3万人↑
R1→R4 (3年間)	1.8万人(0.6万人/年)↑	▲1.7万人(▲0.6万人/年)

- ・大規模マンションの建設による子育て世帯の流入

令和5年12月以降の大規模マンション竣工予定状況（令和5年10月25日現在）

竣工 予定状況	中央区	北区	淀川区	福島区	他16区	計
件数	11	10	5	4	31	61
戸数※	1,996	2,000	916	769	4,604	10,285

※子育て世帯が入居可能な戸数

保育ニーズは当面増加する見込み

加えて

0～2歳児の保育料の多子軽減に係る所得制限の撤廃及び第2子の保育料無償化（令和6年9月からの実施）

【参考1】明石市（平成28年9月第2子完全無償化実施）

保育ニーズ率(※)	0歳児	1・2歳児
H28→H29 (1年間)	4.6% ↑	7.6% ↑
H28→R5 (7年間)	10.1% ↑ (年平均1.4% ↑)	26.4% ↑ (年平均3.8% ↑)

【参考2】枚方市（令和2年4月第2子完全無償化実施）

保育ニーズ率(※)	0歳児	1・2歳児
H31→R2 (1年間)	2.1% ↑	3.0% ↑
H31→R5 (4年間)	2.7% ↑ (年平均0.7% ↑)	8.0% ↑ (年平均2.0% ↑)

さらなる保育ニーズ増の見込み → 保育の受け皿確保策の強化が必要

○ 保育所等居室面積基準緩和特例措置について

面積基準緩和特例措置の概要

保育所居室面積は、児童福祉法により国基準を「従うべき基準」として、条例にて定めなければならないとされている。ただし、次の要件に該当した場合は、国基準を「標準」として定めることが可能。

- ①平成23年9月に示された省令で厚生労働大臣が指定する自治体
(要件:「前々年度4月1日待機児童数が100人以上」等)に限り

本特例措置で入所している児童数+待機児童数
(令和5年4月1日現在 588人+待機児童 4人= 592人)

- ②政令で定める日(現在は令和6年度末)までの間

大阪市の保育所等居室面積基準

児童年齢	国基準	本市条例	
		原則(市基準)	特例
0歳児	乳児室1.65㎡以上 又は	5.0㎡以上	1.65㎡
1歳児	ほふく室3.3㎡以上	3.3㎡以上	ただし、保育の環境の確保(安全・安心・衛生の確保等の条件整備)が必要 面積基準緩和特例措置を活用
2歳児以上	保育室1.98㎡以上	1.98㎡以上	

廃止の影響

- ・1歳児を中心に588人分の入所枠が減少
- ・年齢進行(進級)により令和7年4月に退所を余儀なくされる児童が発生

令和5年内閣府の「地方分権改革に関する提案募集」において、本特例措置の期限の廃止、もしくは期限の延長を国に強く求めた。

本年12月に閣議決定の見込み

8月には内閣府・こども家庭庁・大阪市の三者協議を実施

こども家庭庁より次の回答を得る

特例の期限を、令和6年度末からさらに4年間延長し、令和11年3月までとする。ただし、これ以上の延長は行わない。

条件

- ・令和6年度早期に特例対象児童の解消に向けた計画を提出
- ・国への整備状況報告及びヒアリング

本特例措置による入所枠の段階的解消に向けて、整備を実施

○ 今後の保育ニーズの増加等に対応する整備

受け皿確保の 現状認識

- ・ 急激な少子化により、中長期的には事業の将来性が低く、**民間事業者の応募が見込みにくくなっている。**
- ・ 0～2歳児を保育する**小規模保育事業所の撤退に伴う受け皿が減少**
- ・ 全国的に待機児童が減少し、国の待機児童対策が終息へ

国の補助率の嵩上げ（市費負担1/4→1/12）は現在のところ**令和6年度まで**

現状を踏まえると

受け皿確保対策に早急に取り組む必要がある。

(案)

- ・ **令和6・7年度の2年間を待機児童（受け皿確保）対策の集中取組期間**に設定して対策を実施
- ・ **第2子無償化・所得制限撤廃で確実に増加が見込まれる保育ニーズまでを目標とした、整備計画策定**

③ 令和6年度予算に向けた各区の入所枠不足解消の取組

資料7

入所枠不足数の積算

■入所申込み状況

- ・申込み数（二次申込み数（見込み含む））

■区内保育ニーズの動向

- ・マンションの建設による申込み予測
- ・地域偏在や近年の保育ニーズの増減
- ・**第2子無償化の影響による保育ニーズ増**

面積基準緩和特例措置による入所枠の段階的解消も考慮した年齢ごとの不足見込みを算出
＝利用保留見込み児童数

不足する入所枠 4,502人分（前年度1,802人分）

保育所等整備による対応

1,563人分（前年度323人分）
34.7%

- ・不足する年齢に応じて、認可保育所又は小規模保育事業所、分園の整備、認可保育所・認定こども園の増築を選択
- ・認定こども園化の促進

等

保育所等整備に偏らず、既存施設等の活用との両輪で解消を図っていく

保育所等整備によらない対応

2,939人分（前年度1,479人分）
65.3%

- ・既存施設に対する受入れ協力
- ・既存施設の保育士確保による入所枠増
- ・面積基準緩和の活用（2～5歳児）
- ・期間限定保育の実施
- ・企業主導型保育事業への案内

令和10年度末までの期限を踏まえて

等

保育所等整備必要量等について 【令和6年度予算】①

入所枠不足見込み(年齢別)

年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
不足枠(全市計)	▲ 222	▲ 2,942	▲ 1,069	▲ 255	▲ 6	▲ 8	▲ 4,502

各区で積算した
入所枠不足見込数の
合計を計上

整備によらない 対応	164	2,279	459	37	0	0	2,939	4,502
整備による対応	58	663	610	218	6	8	1,563	

解消に必要な認可保育所・
小規模保育事業所の整備量を
積算

⇒各歳児とも進級可能な
定員設定とする
〔保育所は5歳まで
小規模は2歳まで〕

整備による 枠拡充	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
	224	663	674	477	477	477	2,992

認可保育所 26か所 小規模保育事業所等 32か所の整備が必要

保育所等整備必要量等について 【令和6年度予算】②

	区別整備量					
	認可保育所		分園・小規模等		合計	
	整備数	入所枠	整備数	入所枠	整備数	入所枠
北 区	3か所	243人	-	-	3か所	243人
都 島 区	1か所	70人	1か所	19人	2か所	89人
福 島 区	1か所	75人	2か所	38人	3か所	113人
此 花 区	-	-	2か所	38人	2か所	38人
中 央 区	4か所	436人	-	-	4か所	436人
西 区	2か所	218人	-	-	2か所	218人
港 区	-	-	2か所	38人	2か所	38人
天王寺区	3か所	270人	-	-	3か所	270人
西淀川区	2か所	160人	-	-	2か所	160人
淀 川 区	6か所	540人	3か所	57人	9か所	597人
東淀川区	-	-	4か所	76人	4か所	76人
東 成 区	-	-	6か所	114人	6か所	114人
生 野 区	-	-	1か所	19人	1か所	19人
旭 区	-	-	3か所	57人	3か所	57人
城 東 区	-	-	3か所	57人	3か所	57人
阿倍野区	1か所	90人	-	-	1か所	90人
住 吉 区	1か所	84人	1か所	19人	2か所	103人
東住吉区	2か所	198人	4か所	76人	6か所	274人
合 計	26か所	2,384人	32か所	608人	58か所	2,992人
昨 年 分	10か所	644人	7か所	133人	17か所	777人

◎保育施設の整備は急務であるため、来年度の公募は、令和5年12月下旬に開始し、以後、切れ目のない募集を実施

④ 集中取組期間における民間保育所等整備

(対策1) 民間保育所高額賃借料補助のさらなる拡充

現行補助概要

- ・保育所に係る建物賃借料の実勢価格が、委託費において支払われる賃借料加算の額を大きく上回っている地域において、賃借料加算分と実際の賃借料の差額の一部を補助
- ・北区及び中央区においては、周辺区と比較して賃料が高く、応募がなかったため、令和2年度より**実質負担賃料を既存保育所の負担額並み(児童1人あたり月額1万円程度)に軽減**するよう補助金限度額及び補助期間を拡充

現状課題

- ・北区及び福島区で応募がない(福島区は4年連続)
- ・応募数減少

■認可保育所設置・運営予定者募集の状況

区名	令和4年度		令和5年度	
	募集数	応募数	募集数	応募数
北区	2	3	2	0
福島区	1	0	1	0
中央区	3	6	3	5
港区	-	-	1	2
天王寺区	3	6	1	1
西淀川区	1	1	1	2
生野区	-	-	1	2
全計	10	16	10	12



コロナ禍後の景気回復等により、多用途で活用が進み、**テナント賃料は上昇**し、保育所整備に適した物件の確保が都心部や福島区などの都心部に近い区で困難。

事業者の声

- (保育事業者) 建築資材の高騰や賃借料の上昇など**採算面での不安**がある。
- (物件の紹介事業者)
 - ・「**建貸し**」(土地所有者が自ら建物を建て保育事業者へ賃貸)を検討する土地所有者と交渉したが、**建設コストが高騰し、現行の賃料補助制度を活用した保育所への賃貸では期待する運用益が得られず、交渉が成立しない。**(建貸しでの応募 R3:7件 → R5:0件)
 - ・賃料補助を拡充してもらえれば、物件所有者へ保育所への活用を提案できる。

■建物(店舗)賃料単価平均(坪)調べ

	令和2年	令和5年
北区	20,855	23,834
中央区	20,855	23,429
浪速区	17,944	23,045
西区	16,122	20,674
福島区	16,374	18,339
淀川区	16,372	17,130
天王寺区	14,558	17,084
阿倍野区	14,279	16,678
都島区	13,205	15,237
市平均	12,914	14,438

※民間ホームページより

民間保育所高額賃借料補助のさらなる拡充を行う

例: 定員80人(床面積約400㎡)

	現行補助(最大)	現行補助活用後 事業者実質負担額 (児童1人あたり月額)
北区	1,650万円/年、15年	約2万円※
福島区	1,125万円/年、5年	約2.2万円※

※各区令和5年平均賃料(北区:約24,000円/坪、福島区:19,000円/坪)

事業者実質負担額(児童1人あたり月額)を
令和2年度都心部の拡充時と同様、1万円程度へ
(令和7年度整備補助決定分まで)

現行

	補助 期間	補助額 (最大)
通常	5年	1,125万円/年
拡充 (北区・中央区)	5年～ 15年	1,650万円/年

拡充案

	補助 期間	補助額 (最大)
通常	5年	1,125万円/年
さらなる拡充 (北区ほか8区※)	5年～ 20年	2,145万円/年

※賃料相場が市平均を超える区(9区)

…北区・中央区・浪速区・西区・福島区・
淀川区・天王寺区・阿倍野区・都島区

(対策2) 分園※の運営支援と設置促進

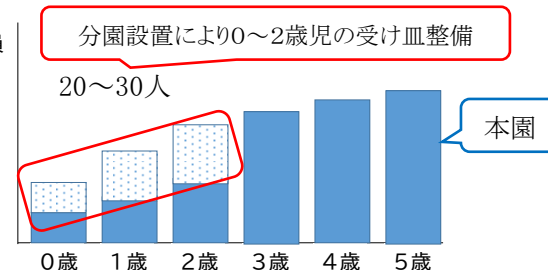
※本園となる保育所とは離れてはいるものの一体的に運営される小規模な保育施設(主に0～2歳児を保育)

① 賃借料支援

課題

- ・賃貸が多い分園では、本園の建物が自己所有の場合、原則賃借料加算が給付されない。
 - ・賃借料加算単価は、分園単独での加算となっていない。
- 同じような規模の地域型保育事業所の賃借料加算に比べて不十分

定員



対策

- ・国の給付制度であることから、**国家予算要望**で、「分園ごとの規模に応じた加算認定と小規模保育事業所並み単価へ引上げ」を要望中。
- ・保育事業者に向けて、既存の**分園設置促進補助制度**(新たに分園を設置した保育施設に小規模保育事業所並みの賃料を10年間補助)の周知を徹底。

② 設置促進

課題

0～2歳児の入所枠確保策の1つである、主に0～2歳児を保育する「分園」の整備を促進するための分園設置促進補助の対象地域が限られている

北区・福島区・中央区・西区・天王寺区・浪速区・阿倍野区

拡充案

分園設置促進補助の対象地域を拡充(7区から全区へ)

(対策3) 整備募集の機会の拡大

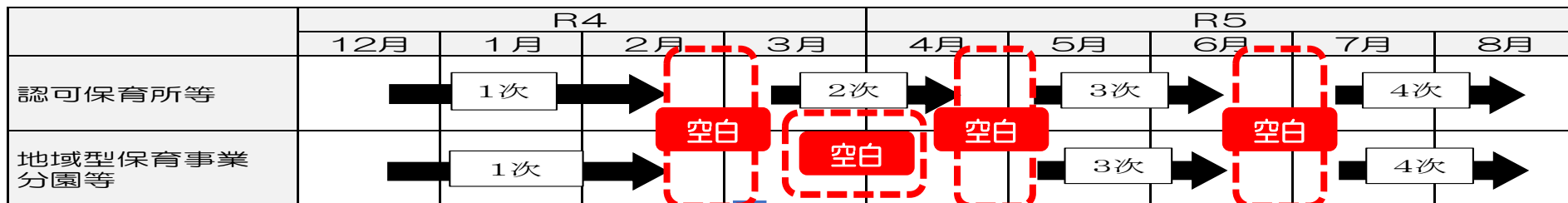
課題

整備募集において、各募集回次の間で空白期間が生じる

対策案

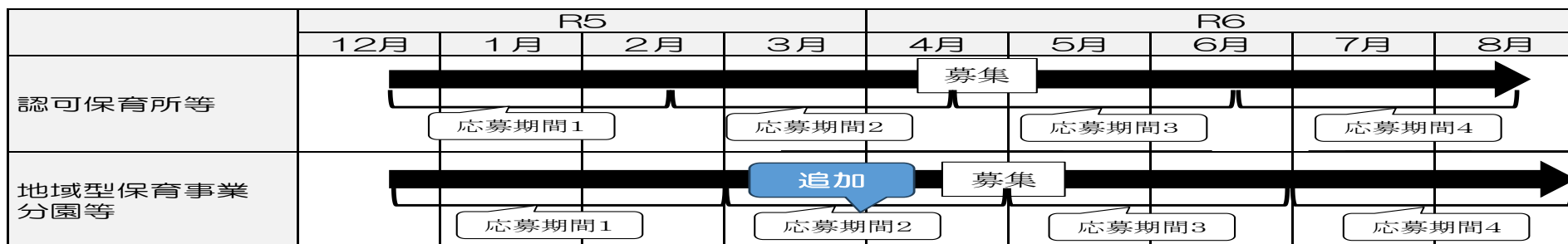
整備募集の機会の拡大（切れ目のない募集）の実施

令和5年度整備募集スケジュール



次のとおり募集期間を区切り、応募がなかった地域を次の応募期間で速やかに募集する形式に変更

令和6年度整備募集スケジュール（想定）



(対策4) 既存施設を活用した1・2歳児の受け皿確保

増加が見込まれる0～2歳児の保育ニーズに対応するため、既存施設（幼稚園）を活用し、1・2歳児の受け皿確保を行うことも必要

新

一時預かり事業（幼稚園Ⅱ型）の実施

保育を必要とする0～2歳児を幼稚園で預かることができる「一時預かり事業（幼稚園Ⅱ型）」の実施を検討

(対策5) 地域型保育事業所の撤退防止

この間、待機児童の多い0～2歳児の受け皿として設置促進してきた地域型保育事業所について、卒園後の3歳児の受け入れ連携施設の確保ができないことで入所児童数が減少し、撤退する事業所が発生していることから、新たな待機児童が発生しないよう撤退防止策を講ずる必要がある。

現状

他の認可要件と比べ、卒園後の3歳児の受け入れ先確保の合意率が約50%と低調
(令和5年4月1日時点)

◇連携施設の確保状況

認可要件	合意率(R5.4.1時点)	
保育内容の支援	81.7%	187/229施設
代替保育の提供	77.7%	178/229施設
3歳児の受け入れ先の確保	51.5%	118/229施設

◇廃止及び相談件数

年度	廃止	相談
令和3年度	4	3
令和4年度	4	6
令和5年度	3	4 (4月～6月)

課題

連携施設未確保 → 入所児童減少 → 廃園(相談含む)増 → **待機児童の増加**

撤退防止に向けて

* 今年度の取り組み *

《撤退防止に向けた説明会を7月に実施》

- ・連携先候補である保育所や認定こども園とのマッチング
- ・仕組みが複雑な国の給付費制度の理解・徹底

着実に成果はでていますが、
なかなか進まない状況

**連携施設の確保に向けた
インセンティブが必要**

保育施設等からの声

連携施設支援事業交付金の改善について

- ・受け入れ連携先の施設(認定こども園、保育所、幼稚園等)にとっては、連携するメリットを感じない
- ・3項目(※1)合意した時のみの交付ではなく、3歳児の受け入れ先の確保だけの合意でも交付してくれるなら、検討の余地がある
- ・複数の地域型保育事業所と連携施設になっても、1か所分しかもらえない交付金を2か所目も交付してくれるなら2か所目の連携を検討してもよい など

※1 地域型保育事業所の認可要件(3項目)

- ①保育内容の支援②代替保育の提供③卒園後の受け皿確保
ただし、②代替保育の提供については、努力義務に緩和するよう国に要望中

新たな取り組み

受け皿確保の促進を図るため、
「3歳児の受け入れ先確保」のみ合意した場合にも新たに交付

3項目合意施設数の増加を図るため、**「2か所目に合意」した場合にも新たに交付**

(参考)連携施設支援事業交付金要件

要件	交付額
3項目合意 (1か所のみ)	月額24,000円 (年額:最大288,000円)
事業実施による加算 (園庭開放など4事業)	年額:最大712,000円 (各事業ごとに単価設定)

今年度から取り組んでいる連携施設のマッチングの支援は継続実施し、
連携施設支援事業交付金を拡充することで、全施設3項目合意を促す

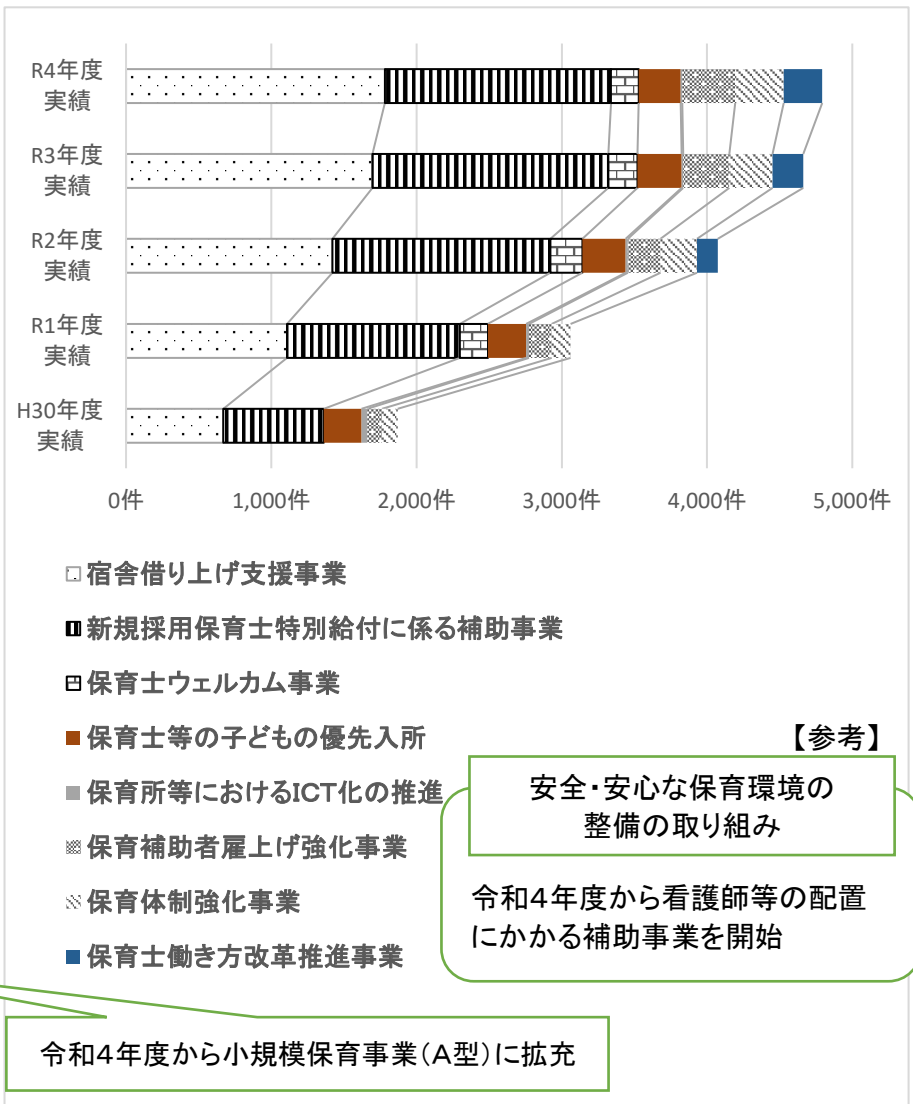
(3) 保育人材確保の取組について

① 保育人材確保対策事業の執行状況

(市直接実施分のみ抜粋)

令和5年10月現在

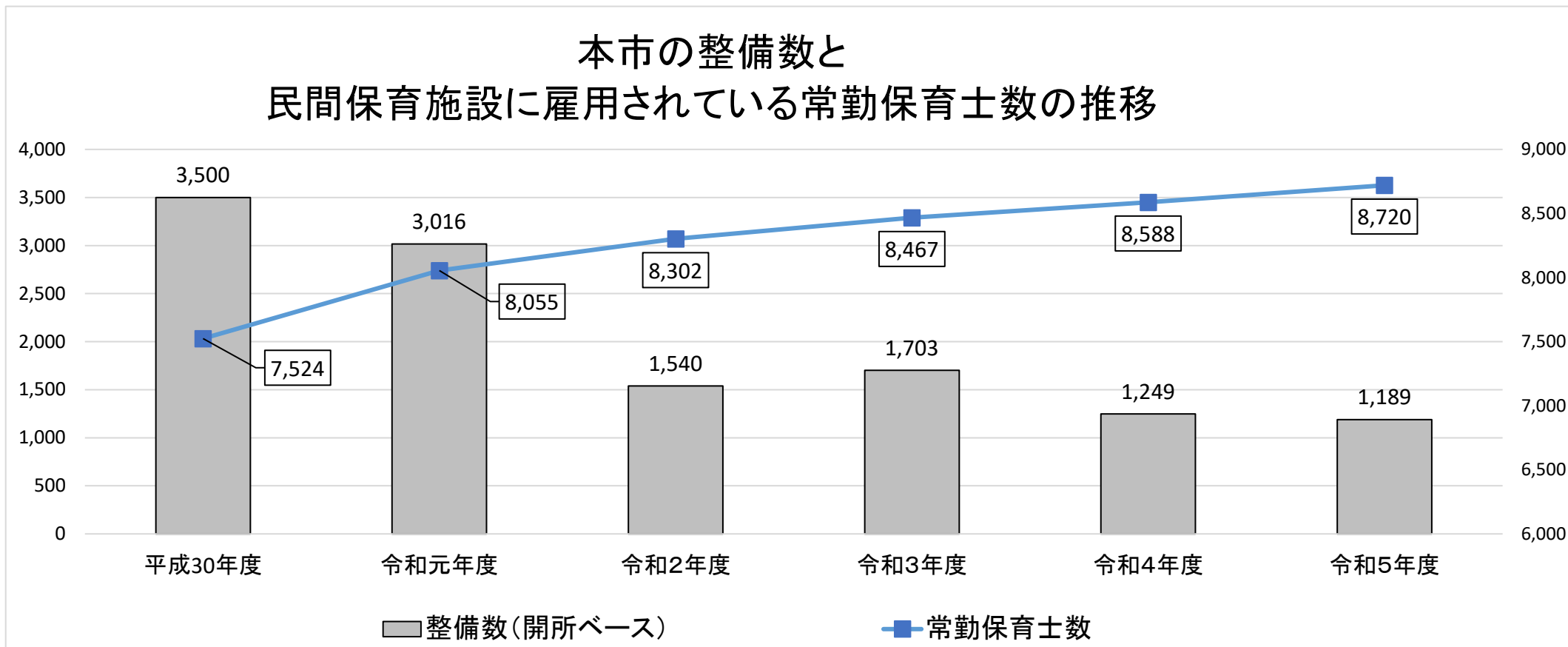
事業名		H30年度実績	R1年度実績	R2年度実績	R3年度実績	R4年度実績	R5年度(現時点申請数)
直接的な人材確保策	保育士宿舍借り上げ支援事業	670人	1,109人	1,422人	1,697人	1,782人	1,611人
	新規採用保育士特別給付に係る補助事業	692人	1,190人	1,499人	1,623人	1,557人	1,400人
	保育士ウェルカム事業		192人	222人	200人	190人	170人
	保育士等の子どもの優先入所(次年度の4月入所の利用調整における適用人数)	259人	264人	297人	305人	290人	
保育士の負担軽減策	保育所等におけるICT化の推進(H28に全施設を対象に補助。H30以降は新設園が補助対象)	40箇所	20箇所	15箇所	11箇所	10箇所	7箇所
	保育補助者雇上げ強化事業	102箇所	156箇所	225箇所	317箇所	365箇所	380箇所
	保育体制強化事業	107箇所	129箇所	250箇所	298箇所	334箇所	389箇所
	保育士働き方改革推進事業			143箇所	212箇所	265箇所	344箇所
	合計	1,870件	3,060件	4,073件	4,663件	4,793件	4,301件



事業の活用が進んでいる。

② 民間保育施設における職員数の状況

資料10



* 整備数(開所ベース)は、前年4月2日～当年4月1日に開所した施設の入所枠の総数。

* 保育士数は、平成29年度～令和元年度は、処遇改善等加算の認定を受けた保育士・保育教諭数。(各年4月1日現在)
令和2年度は、処遇改善等加算および保育士働き方改革推進事業の認定を受けた保育士・保育教諭数。(4月1日現在)
令和3年度～令和5年度は、月次利用報告書(4月分)提出数からの集計

保育士数は、枠の拡大と合わせて確保してきているものの、保育士確保は年々厳しくなっている。

令和6年度に向けた保育人材確保対策事業の取組について(案)

対応方針

施設を整備しても、保育人材が確保できないと保育の受け皿は増えないため、保育士の離職を防止し、労働環境の改善に向け、一歩踏み込んだ保育人材確保対策を実施することで、保育の受け皿と保育の質を確保

(1) 定着支援

- 離職を防ぐため、節目の年次に一時金を一律給付(令和5年9月28日 補正予算議決)

(2) 働きやすい労働環境へ

① 完全週休二日制の実現

- 保育士を加配する人件費助成の拡充(現行制度の再構築)
- 潜在保育士へのアプローチ強化

(潜在保育士等への就労奨励金の支給、広告・広報の充実等、保育人材確保のための支援)

② 0歳児年度途中入所に対応するため配置する保育士人件費助成

③ 1歳児の保育士配置改善(6:1→5:1)に対する助成

保育の
受け皿確保

質の確保
安全安心な保育

(対策1) 保育士定着支援事業

事業概要

市内民間保育施設に勤務する保育士に、勤続年数に応じた一時金を交付することにより、保育士を積極的に確保するとともに、現在働いている**保育士の離職を防止**し、今後の保育ニーズの増加に対応する。

現状・課題

- 新規採用保育士への施策のみで、**長期勤続保育士には施策がない(不公平感)**
- 民間保育施設に勤務する保育士の**離職率が高く、定着促進に向けた対策が必要**(勤続年数4年以下の保育士が約7割)

令和5年度既存事業(市単独)

- ・1~4年目の新規採用保育士に対する特別給付
(令和5年度予算 283,100千円) **H28~実施**
1・2年目 10万円、3・4年目 20万円給付
- ・府外出身**新規採用保育士**に対する**帰省費用等**の給付
(令和5年度予算 16,865千円) **R1~実施** **廃止**
8万5千円(近畿圏4万5千円)×2年間給付

令和5年度新規事業(補正)(市単独)

大阪市内の民間保育施設等に勤務する**5~7年目、10年目、15年目、20年目、25年目以上**の常勤・常勤並み保育士に対し、一律20万円(短時間勤務保育士は一律10万円)を支給

統合

26年目以降は対象外

対策案

大阪市内の民間保育施設等に勤務する**1~7年目、10年目、15年目、20年目、25年目**の**常勤・常勤並み保育士**に対し、**一律20万円(短時間勤務保育士は一律10万円)**を支給

(対策2) 保育士働き方改革推進事業(完全週休二日制の実施促進)

事業概要

市内民間保育施設に対し、加配の保育士を配置した場合の経費を支援することにより、**保育士の負担軽減及び働き方改革の推進を図り、働きやすい保育環境(完全週休二日制)を実現**する。

現状・課題

- 他業種と比べ、働き方改革が進んでいない
⇒ 離職率が高いことの一因

背景:11時間以上/日、6日/週 開園
⇒ローテーションにより早出・遅出・土曜勤務あり

大阪市の保育施設の状況

完全週休2日	26%
4週8休・週休2日	6%
4週7休	10%
4週6休	17%
(何らかの週休2日)	59%

全国の全産業

完全週休2日	48%
(何らかの週休2日)	85%

対策案

現行の「有給休暇等取得促進」に加え、「**完全週休二日制**」を導入するための保育士配置に必要な人件費の助成を拡充

【人件費助成人数(R5比)】 ※不足する時間を人数換算
定員120人以上:常勤保育士 2人 → 4.33人相当
定員120人未満:常勤保育士 1人 → 3.33人相当
小規模保育事業:短時間保育士 1人 → 2.53人相当

国の公定価格上の人員配置と完全週休二日制を敷いた人員配置を比較すると、1週間で保育所等では**70時間不足**、地域型では**30.5時間不足**

拡充内容

令和5年度
保育士働き方改革推進事業

有給休暇等取得促進

令和6年度
保育士働き方改革推進事業

完全週休二日制の実施促進 * 今回の拡充対象

有給休暇等取得促進

(対策3) 0歳児途中入所対策事業

事業概要

市内民間保育施設に対し、0歳児の年度途中入所に対応するための保育士の人件費を助成することにより、**保育の受け皿を確保**する。

現状・課題

- 入所児童数に応じて給付費は支給
- **育児休業終了時からの途中入所が多い**
- **年度途中の保育士確保は困難**

4月に保育士の確保が必要

⇒児童が入所するまでの保育士の人件費は施設負担

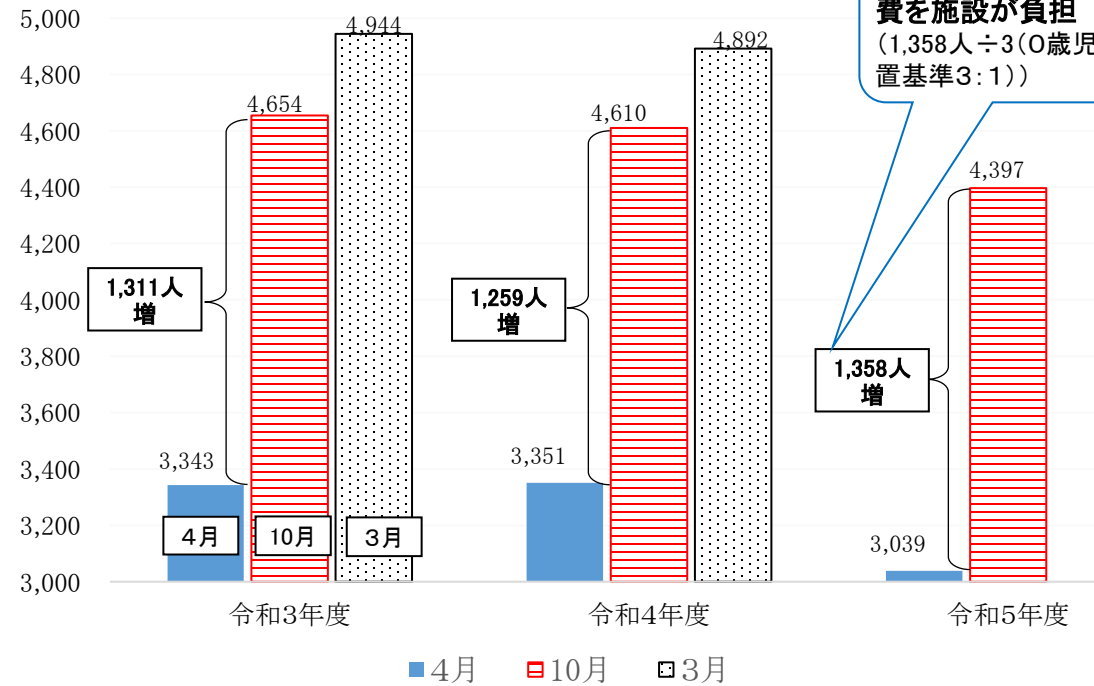
経営
圧迫

地域型保育・
分園の撤退

保育の受け
皿減少

保育士雇用
を躊躇

0歳児在籍児童数



対策案

年度途中入所を見越した保育士を配置し、保育の受け皿を確保するため、4月～9月の**0歳児の利用定員(募集人員)と入所児童数の差分(不足児童数)にかかる人件費相当分を助成**

(対策4) 1歳児保育対策事業

事業概要

民間保育施設に対し、1歳児の配置基準を「6:1」から「5:1」に改善した場合の保育士の人件費を助成することにより、**保育士一人当たりの業務負担を軽減し、安全・安心な保育体制を確保**する。

現状・課題

- **現行配置基準**では保育士一人にかかる**負担が大きい**
- 安全・安心な保育体制を確保し、**保育の質を向上するには見直しが急務**
- これまでも国に改善を求めてきた

国は「こども未来戦略方針」(令和5年6月13日閣議決定)において、保育の質を向上するため配置基準の改善を示した

令和6年度国予算概算要求では事項要求

政令市保育士配置改善状況

自治体	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
大阪市	3:1	6:1	6:1	20:1	30:1	30:1
横浜市	3:1	4:1	5:1	15:1	24:1	24:1
京都市	3:1	5:1 4:1(※1)	6:1	15:1	20:1	25:1
堺市	3:1	5:1	6:1	15:1	25:1	25:1
神戸市(※2)	3:1 <+1名>	6:1 <+1名>	6:1 <+1名>	20:1 <+1名>	30:1 <+1名>	30:1 <+1名>

国基準

※1 1歳8か月未満の配置基準
 ※2 各歳児にプラス1名を追加配置

対策案

市独自の施策として1歳児の保育士配置を5:1とする保育施設等に対し、必要な人件費を給付

➡ **環境改善につながるとともに、保育士が大阪市を選ぶきっかけにもなり、保育士確保につながる**

(4) 保育所等における障がい児の受入れについて

資料12

1. 待機児童の状況【2023(令和5)年4月1日現在】

・障がい児の待機児童は3人

[公立2人・民間1人:1人は5月入所済。2人は受入れ困難児。うち1人は医療的ケアを必要とする児童。(以下、「医療的ケア児」という。)]

・民間保育施設等における受入れ促進の対応策、公立保育所における体制強化により、昨年度とほぼ同数(2人⇒3人)

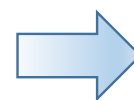
2. これまでの取組

■民間保育施設等における受入れ促進

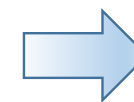
- ・特別支援保育担当**保育士の雇入れ費**扶助事業
障がい児受入れのための保育士等の人件費を支援
- ・特別支援保育**物品購入助成金**
障がい児の受入れに必要な教材・環境備品購入費を支援
- ・医療的ケア児対応**看護師体制強化**事業
医療的ケア児の保育ニーズに対し看護師の人件費を支援

■公立保育所における対応職員の強化

- ・本務職員の採用者数増
加配保育士の増員、医療的ケア児対応看護師の本務採用



令和2年度 単価アップ



令和2年度 新規事業



令和3年度 新規事業



令和2年度増員(保育士)
令和3年度採用(看護師)

受入れ児童数の増

3. 受入れ児童数 (各年度4月1日現在 ※民間は公設置民営含む)

障がい児 (医療的ケア児含む)	R3	R4	R5
公立	282人	334人	348人
民間	1,088人	1,208人	1,416人
合計	1,370人	1,542人	1,764人

受入れ数は
年々増加

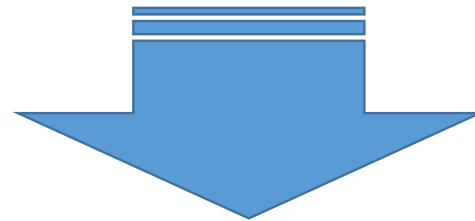
医療的ケア児 (再掲)	R3	R4	R5
公立	7人	8人	8人
民間	14人	18人	22人
合計	21人	26人	30人

医療的ケア児の
受入れ数も
年々増加

4. 課題

医療的ケア児の保育標準時間(11時間)対応についての検討

- ・医療的ケア児の保育時間は短時間(8時間)となっており、フルタイム就労を希望する保護者の就労保障ができていない。
- ・受入れ児童が年々増加する中で、施設や保護者から保育標準時間対応を求める声が大きくなってきている。
- ・第19回待機児童解消特別チーム会議でも、区長から現行制度の改善について意見があった。
- ・今後も医療的ケア児の増加が見込まれており、保育標準時間に対応できなければ受入れができず、共に育ち合う機会が保障できない。また、待機児童となる可能性もある。



医療的ケア児の受入れ促進を図るための、更なる強化策(案)

拡充

医療的ケア児対応看護師の配置にかかる人件費支援を
「保育短時間」対応から「保育標準時間」対応へ拡充。

5.今後の対応(案)

- ・障がい児(医療的ケア児を含む)の受入れ促進に向けては、対応する**職員の確保が必要不可欠**。
しかしながら、障がい児の入所児童が増加すれば、対応職員が増加するため、**確実に保育士等の確保ができるかが課題**。
- ・これまでの取組により障がい児の受入れに大きな効果が見られていることから、引き続き、以下の取組を実施。
- ・なお、医療的ケア児や障がい児の増加に伴い、スキル不足による不安を解消するために、**研修の実施及び相談支援等の充実を図ることが今後も必要**。
- ・**医療的ケア児の保育標準時間対応についても検討が必要**。

民間保育施設等

- ▶ 保育士等加配職員の人件費扶助
- ▶ 教材・環境備品購入費の扶助
- ▶ 医療的ケア児対応看護師の人件費扶助
- ▶ 研修の実施及び相談支援等の充実

公立保育所

- ▶ 入所児童数に見合う職員体制の確保
(保育士・看護師)
- ▶ 研修の実施及び相談支援等の充実

これらの取組を、令和6年度も引き続き実施し、障がい児の受入れ体制を整備するとともに、医療的ケア児の保育標準時間対応など、増加する障がい児の保育ニーズに的確に対応し、待機児童の解消を目指す。

国の動き

「こども未来戦略方針」(令和5年6月13日閣議決定)において示された施策

〇こども誰でも通園制度(仮称)の創設

未就園児のいるすべての家庭への支援の強化に向け、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に保育所等を利用できる新たな制度



**新たな(保育)ニーズへの
受け皿・保育士確保が必要**

国の検討状況(R5.11.8時点)

【制度の全体像】

- 0歳6か月～2歳児の未就園児のいるすべての家庭を対象とすることを想定
- 現行の「子どものための教育・保育給付」とは別に、新たに「〇〇給付」を設けることを想定
- 利用対象者の市町村による認定の仕組みを、子ども・子育て支援法に設けることを想定
- 現在の一時預かり事業とは異なる制度として検討
- 令和6年度の試行的事業では、補助基準上1人当たり「月10時間」を上限として行うことを検討

【こども誰でも通園制度(仮称)の本格実施を見据えた試行的事業実施の在り方に関する検討会】

- ・12月 中間とりまとめ
- ・3月頃 とりまとめ

(参考)

令和6年度国予算概算要求事項等

- ・こども誰でも通園制度(仮称)の試行的事業の実施(事項要求)
- ・こども誰でも通園制度(仮称)の本格実施を見据えた形での試行的事業について、予算編成過程において検討
- ・『「デフレ完全脱却のための総合経済対策」について』(令和5年11月2日閣議決定)において、令和5年度中に試行的事業の開始が可能となるよう支援することが盛り込まれる
- 令和5年度補正予算案(同年11月10日閣議決定)に実施費用が計上

検討会の状況を見極めたうえで対応

本市の対応案

子育て家庭の多くが「孤立した育児」の中で不安や悩みを抱えており、**育児の負担軽減を図る必要があることから、就労要件を問わず、全ての子育て家庭を対象に令和6年度から公立保育所・民間保育施設等双方で試行的事業を実施**する。